

第4期介護保険事業計画について

佐賀中部広域連合
第4期計画策定
第2回策定委員会資料

■第4期介護保険事業(支援)計画について

<基本的な考え方>

- 第4期計画は、第3期計画において策定した平成26年度の目標に至る中間段階としての位置づけです。
(第3期：平成18～20年度 **第4期：平成21～23年度** 第5期：平成24～26年度)
- このため、第3期計画策定に際して基本指針において示された「参酌標準^{※1}」の考え方は、基本的に踏襲し、変更はありません。

^{※1}参酌標準：介護保険法（抜粋）基本方針：第116条2市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準
その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

<変更しない参酌標準・例>

○介護保険3施設及び介護専用居住系サービス^{※2}の適正な整備

^{※2}介護専用居住系サービス：認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設

平成26年度

要介護認定者数（要介護2～5）に対する施設・居住系サービス利用者割合：37%以下

○介護保険3施設利用者の重度者への重点化

平成26年度

入所施設利用者全体に対する要介護4・5利用者割合：70%以上

○介護保険3施設の個室・ユニット化の推進

平成26年度

◇3施設の個室・ユニット化：50%以上

◇特養の個室・ユニット化割合：70%以上

<改正事項>

第4期計画の策定に際して、改正する主な内容は以下のとおり。

■介護予防事業等の実施効果による認定者数の見込み方に係る規定に関する見直し

介護予防事業等の実施効果については、実施しない場合の要介護者数見込みをもとに、全国一律の割合で効果を推計していましたが、第4期計画においては、各保険者が当該地域における介護予防事業等の実施状況及び今後見込まれる介護予防事業等の効果を勘案して、要介護者数等の見込みを定めることとします。 ⇒今回【資料2】認定者数推計参照

■転換分等に関する取り扱い

第4期計画では、療養病床から老健施設等への転換分の取り扱いについて、以下の通り規定します。

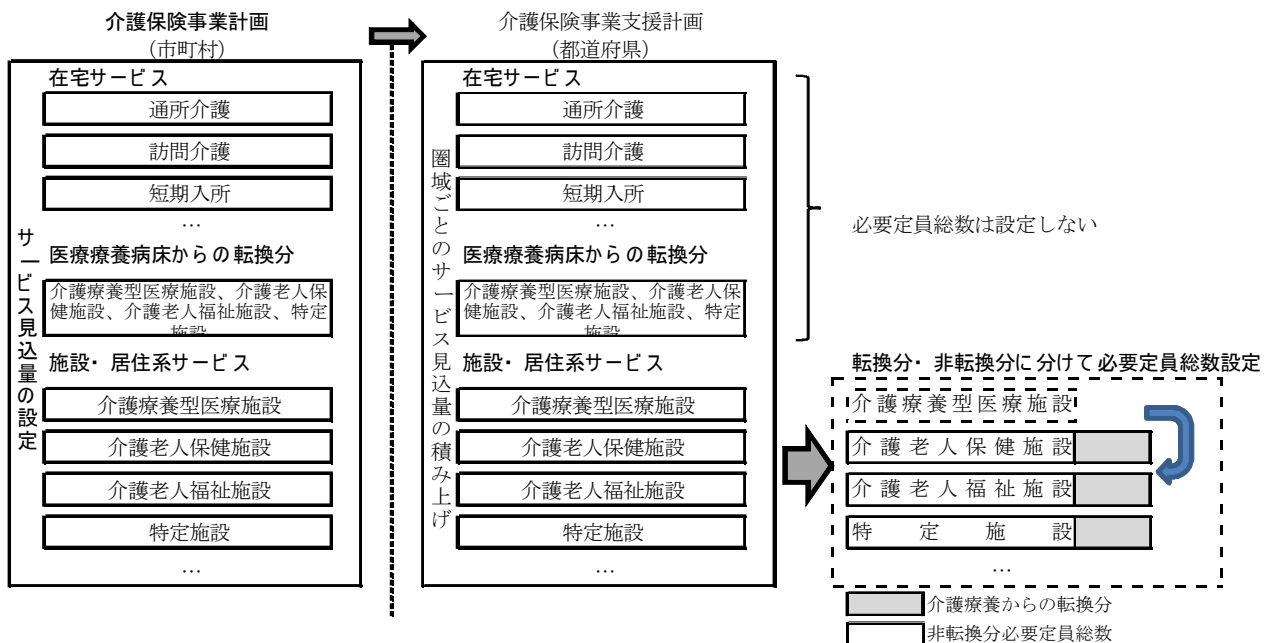
○医療療養病床からの転換分の取り扱い

・医療療養病床から老健施設等への転換分については、一般老健施設等とは別のサービス類型として一体的に取り扱い、年度ごとのサービス量は見込むが必要定員数は設定しないものとします。
(この結果定員超過を理由とする指定拒否等は生じない)

○介護療養型医療施設からの転換分

・介護療養型医療施設から老健施設等への転換分については、当該転換分も含めて施設種別ごと、年度ごとの必要定員総数は定めますが、介護保険財源の中での種別変更であるため、定員超過を理由とする指定拒否等は生じません。
・ただし、転換分以外の老健施設等の必要定員総数を別途「非転換分必要定員総数」として第4期計画に明記し、非転換分（一般病床・精神病床<認知症疾患療養病床除く>からの転換分を含む）の指定拒否等については、この数値をもとに判断を行います。

第4期計画における療養病床転換イメージ



第4期介護保険事業（支援）計画策定に係る全国会議（平成20年7月2日開催）資料より

なお、サービス量の推計にあたっては、今回は、現時点の給付実績及び佐賀県地域ケア体制整備構想の素案をもとに、推計を行っております。

ただし、地域ケア体制整備構想は素案の段階であり、医療機関の転換意向を把握するための調査を再度実施する予定であるため、今後転換推進計画等の変更に応じて、推計の見直しを行います。

⇒今回【資料4】サービス量推計参照